

川口市男女共同参画推進委員会 委嘱書交付式及び第1回委員会

平成28年11月11日（金）14時00分

川口市議会第3委員会室

次 第

1 委嘱書交付式

- (1) 開 会
- (2) 委嘱書交付
- (3) 市長あいさつ
- (4) 閉 会

2 第1回委員会

- (1) 開 会
- (2) 自己紹介
- (3) 協議事項
 - ア 正副委員長の選任について
- (4) 報告事項
 - ア 川口市の男女共同参画の推進について
 - イ 平成28年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況について
 - ウ 平成27年度版川口市男女共同参画年次報告書について
- (5) その他
- (6) 閉 会

配布資料一覧

資料No. 1	川口市男女共同参画推進委員会委員名簿	1
資料No. 2	川口市男女共同参画推進条例（平成24年条例第17号）	3
資料No. 3	川口市男女共同参画推進委員会規則（平成24年規則第9号）	9
資料No. 4	第5次川口市総合計画概要版（写）	1 1
資料No. 5	第5次川口市総合計画基本計画Ⅱ（抄）	2 7
資料No. 6	川口市の男女共同参画の推進について	3 7
資料No. 7	男女共同参画に関する市民意識調査	4 1
資料No. 8	平成28年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況	5 7
別添資料	川口市男女共同参画推進条例の手引	
別添資料	第2次川口市男女共同参画計画	
別添資料	平成27年度版川口市男女共同参画年次報告書	

川口市男女共同参画推進委員会委員名簿

第3期委員 任期：平成28年7月1日から平成30年6月30日まで

区分	氏名	所属団体等
市民	小林 祐子	公募市民
	佐々木 義博	公募市民
市内民間団体	菊地 美代子	川口の男女共同参画を考える会副代表
	奥 和子	川口市民生委員・児童委員協議会 上青木地区民生委員・児童委員協議会会長
	高野 善夫	埼玉県南部地区郵便局長会理事 川口青木五郵便局長
教育	高橋 利昌	川口市立領家中学校長
知識 経 験 者	杉本 佳代	川口市議会議員
	榊原 秀忠	川口市議会議員
	芦田 芳枝	川口市議会議員
	嶋野 歩美	株式会社USEN
	島袋 洋子	埼玉県川口保健所副所長
学識	平澤 恵理	順天堂大学教授 大学院医学研究科／男女共同参画推進室運営委員

川口市男女共同参画推進条例（平成24年条例第17号）

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条—第17条）

第3章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、本市の施策の基本的事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学する者又は市内で活動するものをいう。
- (4) 事業者 市内に事業を営むための事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等からの身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力その他の暴力をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進する。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問

わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業所等における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と職業生活、地域生活等における活動とを両立して行うことができること。
- (5) 男女共同参画の推進は、妊娠、出産等に関して男女が互いに理解を深め、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行うこと。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係があることの認識に立ち、国際的な協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に取り組むとともに、職業生活における活動と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるよう就労環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、市及び市民との連携を図り、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力

するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第8条 何人も、家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に情報を表示する際には、次に掲げる表現を用いないよう配慮しなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担又は差別を連想させ、又は助長する表現
- (2) 性別に起因する暴力を助長し、又は是認させる表現
- (3) 過度の性的な表現

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第15条に規定する川口市男女共同参画推進委員会に諮問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(報告書の作成)

第11条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表しなければならない。

(市の施策)

第12条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 男女共同参画に関する市民及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報活動その他適切な措置を講ずること。
- (2) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めること。

- (3) 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育における男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずること。
- (4) あらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合に、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めること。
- (5) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての情報の収集及び調査研究を行うこと。

(拠点施設の設置)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、当該施策の実施及び活動の拠点となる施設を設置する。

(苦情の申出等及び処理)

第14条 市民及び事業者は、市長に対して次に掲げる申出等を行うことができる。

- (1) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出又は意見の提出
- (2) 性別による差別的取扱等により人権が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合の相談等

2 市長は、前項に規定する申出等があった場合は、関係機関等と連携を図り、適切な処理に努めるものとする。

(川口市男女共同参画推進委員会の設置)

第15条 本市における男女共同参画を推進するため、川口市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事務)

第16条 委員会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議する。

2 委員会は、前項に規定する重要事項について市長に意見を述べることができる。

(委員会の組織及び運営)

第17条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市内の民間団体から選出された者
- (3) 教育関係者

(4) 知識経験者

(5) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

川口市男女共同参画推進委員会規則（平成24年規則第9号）

（趣旨）

第1条 この規則は、川口市男女共同参画推進条例（平成24年条例第17号）第17条第4項の規定に基づき、川口市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第2条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席及び資料の提出）

第4条 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、市民生活部協働推進課において処理する。

（平成27規則7・平成28規則24・一部改正）

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第5次

川口市 総合計画

人としごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口

2016 ▶▶▶ 2025

平成28年度

平成37年度

概要版

平成28年4月
川口市

あいさつ



川口市は、これまで、昭和50年に策定した川口市総合計画から第4次川口市総合計画までの各総合計画に基づき、より良いまちづくりを目指して参りましたが、昨今の経済状況の変化に加え、少子高齢化の更なる進展や東日本大震災の経験を教訓とした防災・エネルギー問題に対する意識の変化など、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。そのような中、平成23年の鳩ヶ谷市との合併を経て、新川口市は、事務権限の拡大による更なる市民サービスの向上を期すため、平成30年度の中核市への移行に向けて準備を進めています。

このような市内外の大きな変化に対応するためのまちづくりの指針として、この度、平成28年度から37年度までの10年間を計画期間とする、第5次川口市総合計画を策定いたしました。

新たな総合計画では、まちづくりの根幹となる考え方として、自治基本条例の趣旨を尊重しつつ、「市民とつくるまちづくり」「多様な主体の共生共栄」「多様な市民ニーズに的確に対応する市民福祉の充実」の3つの基本理念を掲げるとともに、将来都市像を「人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市川口」といたしました。これは、時代の変化や多様化する社会にも柔軟に対応するしなやかさを持ち、市民と行政が一体となり、困難な課題にも力強く、たくましく取り組んでいく「人と産業が元気なまち」の実現への想いを込めたものであります。

今後は、本総合計画に基づく様々な施策を着実に推進し、将来にわたり多くの人に選ばれ「住みたいまち」「住んでよかったまち」「住み続けたいまち」となるよう、市民の皆様と手を携えながら、魅力的で元気なまちづくりを進めて参りたいと考えております。

結びに、総合計画策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なるご意見、ご提案を頂きました多くの市民の皆様、市議会議員の皆様、心より感謝申し上げますとともに、今後とも総合計画の実現に向け、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年（2016年）4月

川口市長 奥ノ木信夫

基本構想

1 総合計画の目的・構成・期間

人口減少や少子高齢化の進展、地方分権の推進、東日本大震災後の防災・エネルギーに対する意識の変化といった社会経済情勢の変化に加え、鳩ヶ谷市との合併や中核市への移行表明など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

市内外のこうした変化に対応し、本市の限られた資源を効果的・効率的に活用して、多くの人々から選ばれるまちをめざすため、本市の将来の姿を示し、その将来の姿を実現するまちづくりの指針として、「第5次川口市総合計画」を策定しました。

基本構想（平成28年度から平成37年度までの10年間）

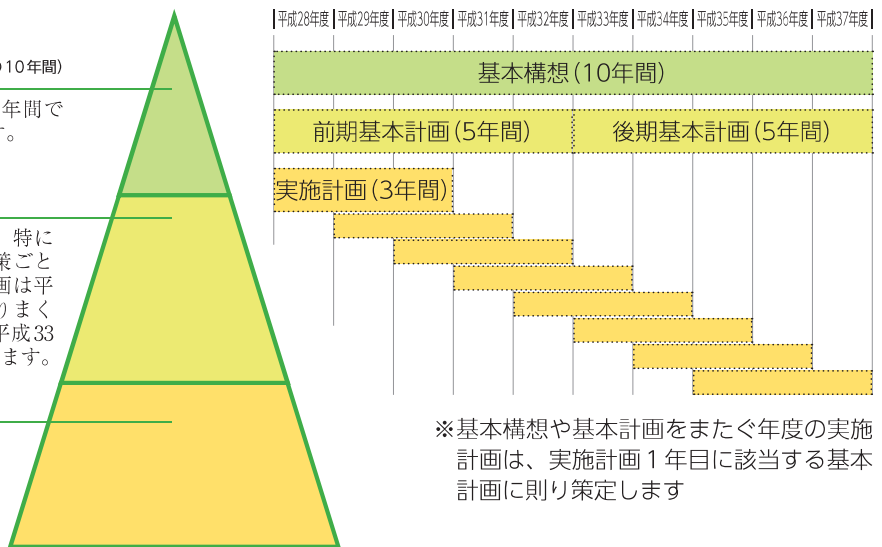
まちづくりの基本理念と計画策定後10年間で達成をめざす将来の姿を示したものです。

基本計画（前期・後期各5年間）

基本構想の将来の姿を実現するために、特に重要性の高い課題と施策、そして、施策ごとに目標を示したものです。前期基本計画は平成32年度までの5年間とし、本市をとりまく社会経済情勢の変化に対応するため、平成33年度に後期基本計画を策定するものとします。

実施計画

基本計画を推進する手段のうち、財政計画との裏付けを図りながら有効かつ効率的と考えられる事業を定めて示したものです。実施計画は、毎年見直しを図り、3年先を見据えながら策定していきます。



2 基本理念

市民とつくるまちづくり

まちはそこで暮らし活動する市民のものであり、市民はまちづくりに参画することができます。市民と行政は、互いの役割を明確にし、相乗効果が得られるようそれぞれの得意分野を活かして、協働しながらまちづくりを進めていきます。

多様な主体の共生共栄

本市は地域性が豊かであり、そこには市民や地縁団体、市民団体、事業者をはじめとする多くの魅力ある多様な主体が活動をしています。この多様な主体がお互いを尊重し合い共生できる環境をつくり、多様な主体同士や行政との交流を促進することで、各主体が持つ魅力や個性を活かしていきます。

多様な市民ニーズに的確に対応する市民福祉の充実

少子高齢化・人口減少社会の到来や社会情勢の変化により、人々のライフスタイルや価値観が変化するにつれ、市民ニーズが多様化・複雑化しています。厳しい財政状況においても、これらさまざまなニーズを的確に把握し、市民が豊かさや幸せを実感し、住み続けたいと思えるまちづくりを行っていきます。

3 将来都市像と6つのめざす姿

(将来都市像を実現するため、基本理念に則り、ⅠからⅥまでの6つの「めざす姿」を定めます)

I 全ての人にやさしい “生涯安心なまち”

少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化が進む現代社会においては、より一層、地域社会における支え合いが大切です。

本市は地域の特性に応じて、子育て・高齢者福祉サービスの充実、保健施策のさらなる推進、医療体制の充実を図ります。さらに、市民、地域、行政が一体となって、互いに支え合う環境を整えることで、全ての人々が、全てのライフステージにおいて健康で安心して暮らせるまちをめざします。

将来都市像

人としごとが輝くしなや

II 子どもから大人まで “個々が輝くまち”

教育は、ひとづくりとまちづくりの根幹であり、大切なものです。学校教育の場において「不易流行」の考えのもと、学校の教育力と指導力の向上を図り、子どもたちがのびのびと学べる環境をつくるなかで、本市は知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざすとともに、しなやかさとたくましさそなえた人材を育てる教育都市をめざします。

さらに、市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対しては、自己実現をめざすための支援を行い、お互いが尊重・理解し合いながら一人ひとりの個性や魅力を伸ばせるまちをめざします。

本市は「鑄物のまち」として全国に名を馳形の自由度（しなやかさ）「強靱で堅牢であまた、同じく本市の特産である植木をはじめ力」の象徴といえます。

将来都市像で示した「しなやかさ」と「たを意識しつつ、時代の変化や多様化する市民困難な課題にも市民と行政が一体となって力を込めたものです。

本市は、子どもから大人まで全ての「人」と、くことのできる、しなやかでたくましい都市

III 産業や歴史を大切に “地域の魅力と誇りを育むまち”

本市の魅力は、鑄物や植木に代表される産業をはじめ、歴史や伝統のある文化財、うるおいをもたらす緑地環境、地域にとって大切なお祭りや文化芸術など多種多様です。

まちを元気にするため、企業の経営基盤強化や技術力の伝承、市産品の販売促進に力を注ぐなど地域経済の基盤をしっかりと築くとともに、歴史的資源といったさまざまなまちの魅力を広く発信して多くの交流を生み出すなど、産業や歴史を大切に地域の魅力や誇りを育むまちをめざします。

Ⅵ 市民・行政が協働する “自立的で推進力のあるまち”

本市は、自治の権限を拡大し、自らのまちの課題は自ら解決する体制づくりを進めていることから、川口市自治基本条例とそれに基づく3条例を尊重し、市民・行政の協働によるまちづくりを進めます。

さらに、人材の育成や公共施設の適正化を図り、歳入の適正化と歳入の確保に努めるなど、限りある資源を最大限に活用し、計画的かつ効率的な行財政運営を行うことで、自立的で市政運営を力強く推進するまちをめざします。

Ⅴ 誰もが “安全で快適に暮らせるまち”

本市は、それぞれ魅力や課題の異なる地域から成り立っており、地域ごとにその特性に対応した計画的な土地利用の推進を図ります。また、生活の基盤となるような交通や下水道などのインフラについては市内全域において効果的で効率的な整備を推進し、上水道は安全な水道水を安定的に供給し、誰もが快適に過ごせる環境を整備します。

さらに、日々を安全に暮らすため、都市整備においては地震や水害などの災害の発生を見据えた整備を行い、危機に強いまちづくりに努めます。また、災害や犯罪、新たな感染症などの脅威に対応するため、消防活動、防災・防犯対策、行政組織の体制を強化するとともに、市民への適切な情報発信や町会・自治会への支援など自助・共助の推進を図り、市民とともに安全に暮らせるまちをめざします。

かで たくましい都市 川口

せてきました。鋳物には美観だけでなく「造る(たくましさ)」等の優れた特質があります。とする緑も「(しなやかでたくましい)生命

くましさ」は、本市に受け継がれた伝統技術ニーズに柔軟に対応するしなやかさを持ち、強くたくましく臨んでいくまちづくりへの想

魅力あふれる市内産業などの「しごと」が輝をめざします。

Ⅳ 都市と自然が調和した “人と環境にやさしいまち”

本市は、都市機能が充実しているだけでなく、多くの緑地や川がある自然が豊かなまちでもあります。都市的営みの充実と自然環境の保全是両立の難しい課題ではありますが、生活環境の向上や廃棄物の発生抑制・再資源化といった持続可能な社会の創造と自然環境の保全・活用という施策を軸として、都市と自然が調和する、人にも環境にもやさしいまちをめざします。

基本計画

1 基本計画総論

(1) 基本計画の位置づけ

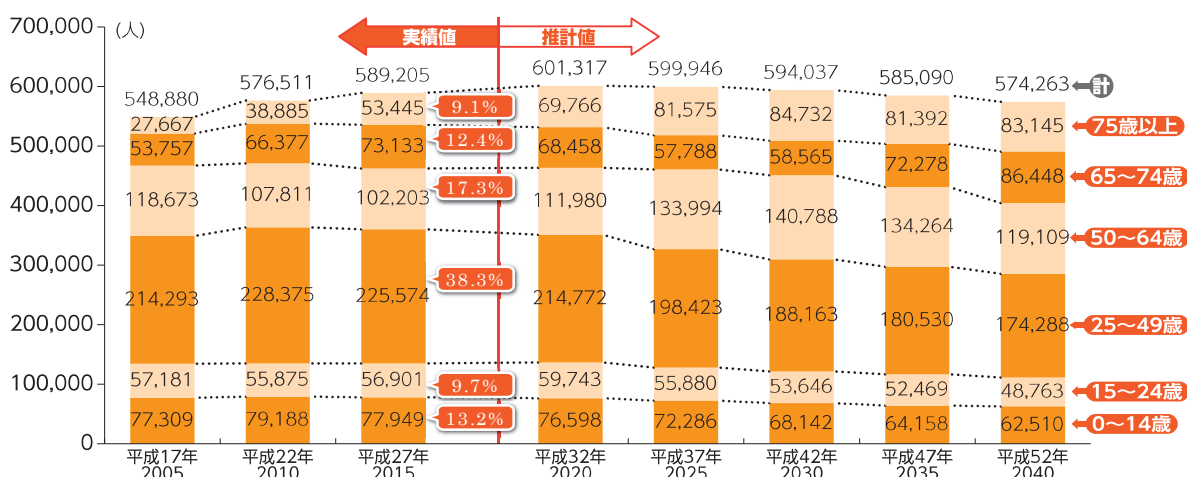
基本計画は、基本構想で掲げた基本理念や将来都市像、めざす姿の実現のため、基本的かつ重要な施策を定めるものです。

(2) 人口推計

川口市の住民基本台帳を用いた人口推計結果は以下の通りです。平成32年には概ね60万人になると推計しています。それ以降は微減に転じ平成52年には57.4万人

で平成27年比2.5%程度の減となる見込みです。年齢別では、平成52年の人口は、25～49歳の人口が平成27年比で77.3%と最も大きく減少するのに対して、75歳以上の人口は同155.6%と最も大きく増加すると推計しています。

川口市の年齢別人口の推移（2020年以降は予測、各年1月1日時点）



(3) 土地利用構想

本市の土地利用の方向性は、将来都市像である「人としごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」の実現のため、長期的な観点から本市の発展の方向性を見据え、地域特性と均衡ある発展を考慮しながら次のとおり定めています。

「ゾーニング」

本市を南部と西部、北部と東部のエリアでとらえ、それぞれの特色や課題に対する施策を講じることで、魅力ある都市の形成をめざします。

「拠点形成」

鉄道駅周辺では、商業・業務機能を集積した生活拠点の形成をめざします。また、貴重な水と緑の自然資源を基本に、多様な活動が楽しめるレクリエーション拠点の形成をめざします。そして、産業の拠点を配置し、植木やものづくりの伝統を継承・発展させ、さらに映像・情報など新しい産業を支えます。

「水と緑の空間形成」

荒川や芝川をはじめとする河川・水辺環境の「水」と、見沼たんぼや安行台地を代表とする「緑」の資源を活かした市民活動や憩いの場を整備・創出します。

2 基本計画各論

(1) 施策・単位施策

基本構想で掲げた6つのめざす姿を実現するため、本市が推進する施策と、より具体的な手段を示す単位施策を定めました。

めざす姿 Ⅰ 全ての人にやさしい“生涯安心なまち”

施策・基本方針

健康を育むまちづくり

- 1 市民の健康への関心を高めて自発的な健康づくりと疾病予防を促し、それを支える保健・医療体制を充実させることで市民の“健康寿命”を伸ばします。

健やかな子育て・子育て環境づくり

- 2 健やかな子どもの成長を支え、子育て・子育てといえば川口市と言われるような、安心で、楽しい子育て・子育て環境を整えます。

高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり

- 3 急速な高齢化が進展する中、住みなれた地域で高齢者が元気に生きがいを持ち、いかなる心身の状態にあっても、地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

誰もが安心して生活できる環境づくり

- 4 子どもから高齢者まで、年齢・性別、障害の有無などにかかわらず、誰もがその人らしく、安心して充実した生活ができる環境を整えます。

単位施策

- 1 保健・予防活動の推進
- 2 医療体制の充実
- 3 医療保険制度の充実

- 1 子育て支援の充実
- 2 保育環境の充実
- 3 児童の健全な育成

- 1 高齢者福祉の充実
- 2 介護事業の充実
- 3 社会参加の場と機会の充実

- 1 誰もが安心して生活できる仕組みや環境づくり
- 2 障害者を支える仕組みづくりの推進
- 3 低所得者の生活安定への支援
- 4 環境衛生の充実

めざす姿 Ⅱ 子どもから大人まで“個々が輝くまち”

施策・基本方針

子どもがのびのび学べる環境づくり

- 1 子どもたちが、さまざまな体験や学びを通じて自身の夢や希望を持ち、積極的に挑戦し続けられるよう、知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざします。

子どもの成長をサポートする基盤づくり

- 2 学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携しながら、さまざまな社会経験の場や見守りの機会を増やし、子どもの成長をサポートする基盤をより強固なものにしていきます。

市民が自己実現をめざせる環境づくり

- 3 自己実現をめざす市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対応するため、さまざまな支援を行い、一人ひとりの個性や魅力を伸ばす環境をつくります。

互いに尊重・理解し合う環境づくり

- 4 さまざまな交流や啓発の機会を設け、誰もがお互いを尊重・理解し合える環境を整え、人権を尊重し、差別のない、みんなで支え合うまちをめざします。

単位施策

- 1 幼稚園・小学校・中学校教育の充実
- 2 高等学校教育の充実

- 1 学校の教育力向上
- 2 地域の教育力・健全育成活動の充実

- 1 生涯学習活動の支援
- 2 スポーツ・レクリエーション活動の支援
- 3 文化芸術活動の支援

- 1 人権を尊重した社会づくり
- 2 男女共同参画を進める意識・環境づくり
- 3 国際理解・交流の推進

めざす姿 III 産業や歴史を大切にした “地域の魅力と誇りを育むまち”

施策・基本方針	単位施策
<p>1 地域経済基盤づくり 企業の経営基盤の強化を支援し、さらに市産品のブランド化や販売促進に力を注ぐことで市内産業の経済活動を活発化します。</p>	<p>① 企業経営の強化支援 ② 就労環境の向上 ③ 企業間連携の支援 ④ 担い手の育成と技術の振興</p>
<p>2 活力ある工業等の振興 高い技術力を活用した製品の高付加価値化や積極的なPRといった差別化を図る活動を支援し、ものづくり産業の振興を図ります。</p>	<p>① ものづくり産業のさらなる振興 ② 企業立地及び業務拡張等の支援</p>
<p>3 活気ある商業の振興 人々が買い物を楽しめる商業環境づくりと、地域に密着した商店街の魅力づくりを支援し、商業の振興を図ります。</p>	<p>① にぎわいある商業活動の振興</p>
<p>4 魅力ある農業の振興 歴史と伝統を誇る花き・植木や野菜といった本市の農産物（生産地）のブランド力向上と販路拡大を図るとともに、首都圏で貴重な農地を保全する仕組みを作ることで、都市農業の振興につなげていきます。</p>	<p>① 都市農業の振興 ② 都市農地の保全</p>
<p>5 地域資源の活用 本市が持つ多種多様な魅力と誇りを育み、市内外に発信していくことで、多くの交流や活動を生み出し、まちを元気にしていきます。</p>	<p>① 地域資源を活用したシティプロモーションの実施 ② 歴史的資源の保護と活用 ③ SKIPシティを活用した地域の活性化</p>

めざす姿 IV 都市と自然が調和した “人と環境にやさしいまち”

施策・基本方針	単位施策
<p>1 豊かな水と緑に親しめる空間の創出 本市に広がる貴重で豊かな自然環境を守り、市民が自然を身近に感じながら生活できるよう、水と緑に親しめる憩いとやすらぎの空間を創出します。</p>	<p>① 水辺環境の整備 ② 緑地環境の整備</p>
<p>2 環境の保全と創造 市民とともに環境問題に対する意識を高め、良好な生活環境の保全と地球温暖化の防止に向けた取り組みを積極的に推進し、安心して生活できる環境をめざします。</p>	<p>① 生活環境の保全 ② 地球環境の保全</p>
<p>3 廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進 廃棄物の発生抑制や適正な処理、循環資源利用の促進により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した循環型社会の形成を推進します。</p>	<p>① 廃棄物の減量化・再資源化 ② 廃棄物の適正処理の推進</p>

めざす姿 V 誰もが“安全で快適に暮らせるまち”

施策・基本方針

単位施策

- 1 住・工・商・緑が共存した計画的な土地利用の推進
適正な土地利用と適切な都市機能の配置を図り、環境にやさしく災害に強い、機能的で、誰もが快適で安全・安心に生活できる持続可能な都市の形成をめざします。
- 2 安全・安心・快適な移動を支える交通環境の整備
交通の安全を確保するとともに、誰もが安心・快適に移動できる交通ネットワークを構築し、まちの活性化や地域活力の向上に寄与する交通環境を整備します。
- 3 安全・安心な上下水道サービスの提供
災害に強く、いつでも安心して上下水道を利用できる環境をつくるとともに、安全な水道水の提供と、公共用水域の水質保全を推進します。
- 4 さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり
あらゆる危機から市民の生命と財産を守るため、体制の充実・強化を図るとともに、市民の防災・防犯意識を高め、市民と行政が一体となって危機に強いまちをつくりまします。

- ① 計画的な土地利用の推進
 - ② 市街地整備の推進
 - ③ 美しくうらおいのある景観形成の推進
 - ④ 鉄道駅周辺整備の推進
 - ⑤ 良好な住環境の整備
- ① 道路などの整備の推進
 - ② 公共交通機能の充実
 - ③ 交通安全対策の充実
- ① 水道水の水質の保全・向上
 - ② 水道水の安定供給
 - ③ 水道事業の経営基盤の強化
 - ④ 公共下水道の普及・機能向上
 - ⑤ 下水道事業の経営の健全化
- ① 防災対策の充実
 - ② 治水・浸水対策の推進
 - ③ 防犯対策の充実
 - ④ 消防・救急・救助体制の充実
 - ⑤ 危機管理への庁内体制の充実・強化

めざす姿 VI 市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”

施策・基本方針

単位施策

- 1 市民が元気に活動するための環境づくり
市民の自発的な活動を促すとともに、それらの活動の成果を地域にも還元できるような環境づくりを進め、市民の手で地域全体が元気になるようなまちをめざします。
- 2 市民と行政の相互協力
市民が市政に参加しやすく、その意義を実感できる環境づくりを進め、市民と行政の相互協力によるまちづくりをめざします。
- 3 行政経営の基盤強化
行政資源を適切に管理運営し、効果的かつ効率的な行財政運営を進めます。

- ① 地縁活動（町会・自治会など）の支援
 - ② 市民活動（NPO・ボランティアなど）の支援
- ① 市民参加の環境づくり
 - ② 広報広聴活動の充実
- ① 人材の育成と組織の最適化
 - ② 財政基盤の強化
 - ③ 公共施設の適正化
 - ④ 情報化の推進

(2) 各施策における目標指標

施策を進捗管理するため、計測可能な目標を設定しています。この目標を定期的に観測し、経年変化をみることで施策の進捗度合いを評価します。なお、指標の1番目には各施策を通じて統一的な指標を設定し、毎年行う市民意識調査でその施策に対する市民の意向を把握していきます。

I 全ての人にやさしい“生涯安心なまち”

施策	指標	現状値(年度)	目標値(H32)
1 健康を育むまちづくり	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	38.4% (H27)	現状値を上回る
	川口市民の65歳健康寿命 (①男性 ②女性)	①16.23年 (H25) ②19.29年 (H25)	①17.30年 ②20.00年
2 健やかな子育て・子育て環境づくり	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	25.8% (H27)	現状値を上回る
	保育所等の待機児童数	221人 (H27)	0人
3 高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	19.9% (H27)	現状値を上回る
	要介護認定を受けている高齢者の割合	14.5% (H26)	平成32年の推計値を下回る
	生活機能が低下した高齢者の介護予防教室の参加者数	1,355人 (H26)	1,440人
4 誰もが安心して生活できる環境づくり	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	23.8% (H27)	現状値を上回る
	障害者相談支援センターの相談件数	35,334件 (H26)	55,000件

II 子どもから大人まで“個々が輝くまち”

施策	指標	現状値(年度)	目標値(H32)
1 子どもがのびのび学べる環境づくり	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	23.1% (H27)	現状値を上回る
	埼玉県学力・学習状況調査結果の伸び(平成27年度小4の経年変化)	①国語66.7%(H27) ②算数58.3%(H27)	前年度を上回る
	新体力テストの達成度 (①小6 ②中3)	①44% (H26) ②63% (H26)	①45% ②65%
2 子どもの成長をサポートする基盤づくり	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	30.4% (H27)	現状値を上回る
	不登校児童・生徒の割合 (①小学校 ②中学校)	①0.24% (H26) ②2.90% (H26)	現状値を下回る
	愛のひと声・あいさつ運動の実施団体*の割合 *町会・自治会、学校PTA	46.79% (H26)	80.00%

3	市民が自己実現をめざせる環境づくり	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	32.7% (H27)	現状値を上回る
		生涯学習施設*の利用者数 *公民館等、図書館、科学館、スポーツ施設	6,492,941人 (H26)	6,953,000人
4	互いに尊重・理解し合う環境づくり	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	29.2% (H27)	現状値を上回る
		各種審議会・委員会への女性の登用率	25.8% (H27)	30.0%以上
		多文化共生関連事業の参加者数	662人 (H26)	外国人人口の伸び率を上回る

Ⅲ 産業や歴史を大切にした“地域の魅力と誇りを育むまち”

施策	指標	現状値(年度)	目標値(H32)	
1	地域経済基盤づくり	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	23.8% (H27)	現状値を上回る
		市内事業所の従業者数	197,215人 (H26)	全国における伸び率を上回る
		市内総生産額	1,337,663百万円(H24)	県内市町村における伸び率を上回る
2	活力ある工業等の振興	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	31.4% (H27)	現状値を上回る
		従業者数(製造業)	22,242人 (H25)	全国における伸び率を上回る
		製造品出荷額	43,933,843万円(H25)	全国における伸び率を上回る
3	活気ある商業の振興	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	59.1% (H27)	現状値を上回る
		従業者数(卸売業、小売業)	26,913人 (H26)	全国における伸び率を上回る
		年間商品販売額	1,051,832百万円(H26)	全国における伸び率を上回る
4	魅力ある農業の振興	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	45.7% (H27)	現状値を上回る
		市内総生産額(農業)	1,306百万円(H24)	県内市町村における伸び率を上回る
		市民農園区画数	492区画(H26)	572区画
5	地域資源の活用	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	30.9% (H27)	現状値を上回る
		記者会見・記者発表・資料提供件数	379件 (H26)	420件
		1110city.comのページビュー月平均件数	76,402件 (H25)	84,000件

Ⅳ 都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”

施策	指標	現状値(年度)	目標値(H32)
1 豊かな水と緑に親しめる空間の創出	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	44.8% (H27)	現状値を上回る
	親水護岸の整備延長	1,830m (H26)	3,240m
	保全すべき緑地の確保	196,473.51㎡ (H26)	200,000.00㎡
2 環境の保全と創造	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	17.6% (H27)	現状値を上回る
	市域の温室効果ガスの排出量	2,701.3千t-CO ₂ (H24)	1,798千t-CO ₂
3 廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	47.1% (H27)	現状値を上回る
	1人1日あたりの廃棄物排出量	876g/人・日 (H26)	864g/人・日

Ⅴ 誰もが“安全で快適に暮らせるまち”

施策	指標	現状値(年度)	目標値(H32)
1 住・工・商・緑が共存した計画的な土地利用の推進	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	22.5% (H27)	現状値を上回る
	土地区画整理事業の進捗率	61.8% (H26)	72.9%
2 安全・安心・快適な移動を支える交通環境の整備	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	39.5% (H27)	現状値を上回る
	コミュニティバスの利用者数	297,193人 (H26)	330,000人
	交通事故発生件数	2,192件 (H26年中)	減少を図る
3 安全・安心な上下水道サービスの提供	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	64.5% (H27)	現状値を上回る
	水道水の有収率	89.96% (H26)	92.43%
	配水管網の耐震化率 (①管路全体 ②基幹管路)	①16.74% (H26) ②68.71% (H26)	①22.70% ②82.77%
	下水道処理人口普及率	85.9% (H26)	88.0%
4 さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	26.3% (H27)	現状値を上回る
	防災訓練参加者数	16,311人 (H26)	68,000人
	刑法犯認知件数	6,406件 (H26年中)	10%減少を図る
	出火率	2.5件/万人 (H26年中)	減少を図る

Ⅵ 市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”

施策	指標	現状値(年度)	目標値(H32)
1 市民が元気に活動するための環境づくり	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	32.6% (H27)	現状値を上回る
	町会・自治会加入率	63.8% (H26)	65.0%
	NPO法人・ボランティア団体数	410 団体 (H26)	550 団体
2 市民と行政の相互協力	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	14.9% (H27)	現状値を上回る
	市の附属機関等の公募委員の応募倍率	2.4 倍 (過去5年の平均値)	今後5年の平均値が現状値を上回る
3 行政経営の基盤強化	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	11.8% (H27)	現状値を上回る
	経常収支比率	95.0% (H26)	90%台前半
	市税収納率(現年度分・滞納繰越分)	91.52% (H26)	中核市の平均値をめざす
	国保税収納率(現年度分)	82.34% (H26)	中核市の平均値をめざす

(3) 地域別計画

本市の10の地域（中央、横曽根、青木、南平、新郷、神根、芝、安行、戸塚、鳩ヶ谷）ごとに特徴や課題をとらえ、地域の実情に即した取り組みやまちづくりの方向性を定めるものです。

神根地域

緑や水辺環境と共存したうまいある生活空間を生み出すとともに、魅力ある地域資源を活かしたまちづくりを推進し、人々の交流が盛んでにぎわいのあるまちをめざします。

戸塚地域

豊かな水と緑が調和した住環境の創出を図りながら、本市の「北の玄関口」として、にぎわいと交流のあるまちをめざします。

芝地域

密集市街地の解消による安全・安心な住環境づくりを推進し、生活環境の充実を図ることで、ゆとりとうまいあるまちをめざします。

安行地域

「植木の里・安行」の伝統を継承し、魅力的で豊かな緑の地域資源を活かすとともに、住環境と自然が調和した安全で快適なまちをめざします。

青木地域

SKIPシティを中心に産業技術や文化の集積と発信を行うことでまちを活性化するとともに、親水空間をはじめとしたゆとりある環境を整備し、多くの人が集う活気あるまちをめざします。

新郷地域

貴重な緑地や歴史的資源を大切にしながら、治水・遊水機能を含めた都市基盤の整備を推進するとともに、住宅と工場が共生する安全で快適なまちをめざします。

横曽根地域

西川口駅を中心としたまちの活性化を図るとともに、荒川の河川空間を活かして自然とふれあう場を創出するなど、にぎわいとやすらぎのある安全・安心なまちをめざします。

鳩ヶ谷地域

日光御成道の宿場町としての歴史文化資源や利便性の高い交通ネットワークを活かし、にぎわいの創出や隣接地域との連携を踏まえた住みやすく訪れたい魅力あるまちをめざします。

中央地域

ものづくり産業の伝統と宿場町としての歴史を大切にしつつ、経済や文化を中心とする都市機能のさらなる充実を図り、利便性が高く活気あふれるまちをめざします。

南平地域

住宅と工場が共生し、荒川や芝川などの地域の資源を活かした、うまいと活力を創出する快適な住み良いまちをめざします。

第5次川口市総合計画(概要版)

発行日／平成28年4月

企画・編集／川口市企画財政部企画経営課

発行者／川口市

〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号
TEL(048)258-1110 (大代表)



Ⅱ 子どもから大人まで “個々が輝くまち”

- 1 子どもがのびのび学べる環境づくり
- 2 子どもの成長をサポートする基盤づくり
- 3 市民が自己実現をめざせる環境づくり
- 4 互いに尊重・理解し合う環境づくり

施策 1 子どもがのびのび学べる環境

序論

基本構想

基本計画

資料編

めざす姿Ⅱ

基本方針

- 子どもたちが、さまざまな体験や学びを通じて自身の夢や希望を持ち、積極的に挑戦し続けられるよう、知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざします。

関連する個別計画

- 川口市教育大綱
- 川口市教育振興基本計画

キーワード

- 明るく元気な子どもの成長を促す幼児教育の推進
- 学力・徳力・体力向上の推進
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

主な背景事象

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格の基礎を形成する大切なものであり、さまざまな生活体験を通じた子どもの成長が必要です。また、小学校教育との円滑な接続を図るために、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた取り組みを行うことが重要です。
- グローバル化*など多様な変化が今後も予想される社会においては、基礎的な知識の定着と学力の向上とともに、それを実生活で活かすための思考力・判断力・表現力が必要となっています。また、自らを律し相手を思いやる心と、健やかな体を育てることも求められています。
- 特別な支援を必要とする子どものニーズが多様化していることから、きめ細かな対応が求められています。

1



授業風景

2

- 学力向上のリーディング校*となる新市立高等学校の設立

- 市立高等学校3校を再編・統合して平成30年4月に開校する新市立高等学校には、知・徳・体の調和のとれた人材の育成や、本市の将来を背負って立つ地域社会のリーダーの育成が求められています。また、本市全体の学力向上を担うリーディング校*としての役割も求められています。



新市立高等学校イメージ図

目標指標

指標

現状値(年度)

目標値(H32)

この施策の推進が図られていると感じる人の割合	23.1% (H27)	現状値を上回る
埼玉県学力・学習状況調査結果の伸び(平成27年度小4の経年変化)	①国語66.7% (H27) ②算数58.3% (H27)	前年度を上回る
新体力テストの達成度(①小6 ②中3)	①44% (H26) ②63% (H26)	①45% ②65%

単位施策と主な取り組み

幼稚園・小学校・中学校教育の充実

- 市立幼稚園においては、家庭と連携し、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、遊びを中心とした自然体験や社会体験、知的発達を促す体験などを通し、知・徳・体の素地形成に向けた教育活動を推進し、明るく元気な子どもの成長を促します。また、小学校への移行を円滑にするために、発達の段階を踏まえた教育を推進します。
- 義務教育課程においては、学力の3要素である(1)基礎的・基本的な知識・技能の定着、(2)思考力・判断力・表現力の育成、(3)主体的に学習に取り組む態度の育成に力を注ぎます。同時に、指導の充実・改善に努め、授業力の向上を推進します。また、さまざまな学力向上支援を実施し、学びへの興味を喚起するとともに、科学的な見方や考え方を養い、自ら表現をしていくような取り組みを推進します。
- 子どもたちが、自他の生命を尊重し、それぞれの大切さを認めるといった態度や行動がさまざまな場面で現れるよう、人権教育の充実を図るとともに、道徳教育を推進します。また、子どもたちが積極的に地域社会に触れることで、将来の夢や希望を抱き、生活や学習が豊かになるよう、職業体験や映像学習などをはじめとする、さまざまな体験活動を展開します。
- 運動技能や体力を向上させる授業を充実させ、子どもたちに生涯にわたって、運動に親しむ資質や能力の基礎を育てる取り組みを実施します。また、学校給食の充実や健康管理・健康増進などの支援を行うことにより、食や自身の健康に関する正しい知識や判断力を養います。
- 特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握したうえで、必要な支援を検討し、将来に向けた自立と社会参加を視野に入れた特別支援教育の体制づくりを推進します。

高等学校教育の充実

- 新市立高等学校を本市の教育拠点とし、学力向上のリーディング校*にするため、地域社会やSKIPシティを中心とする産学官と連携しながら、施設・人材・教材などの充実を図り、地域社会のリーダーとなる人材を育成するための環境づくりを進めます。
- 科学技術や理科、数学などの自然科学分野の知識や技術の習得に注力し、科学技術創造立国である我が国をリードする人材を育成します。
- 文武両道の教育方針のもと、大学や民間教育機関などとの連携による学力向上を進めます。また、生徒の多様な興味や関心、進路希望に対応したキャリア教育*を実践することで、進路保証ができる教育を推進します。

施策 2 子どもの成長をサポートする基盤

序論

基本構想

基本計画

資料編

めざす姿Ⅱ

基本方針

- 学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携しながら、さまざまな社会経験の場や見守りの機会を増やし、子どもの成長をサポートする基盤をより強固なものにしていきます。

キーワード

主な背景事象

1

- 指導力の高い教員の育成・確保
- インターネットなど情報社会の進展への対策
- いじめ問題、不登校の解決

- 教員の世代交代が急速に進む中であって、学校教育の質の維持向上を図るためには、優れた指導力や高い使命感を持つ教員の育成と確保が必要です。
- 情報化の進展がめまぐるしい現代においては、情報活用能力を身に付ける必要がありますが、インターネットなどの使い方によっては、依存による生活習慣の乱れや犯罪・トラブルに巻き込まれる危険性があることから、情報モラル*教育の充実やセキュリティの向上が求められています。
- 本市では全国的な傾向と同様に、中学生に不登校の問題が多くみられます。不登校やいじめの問題については早期発見と一人ひとりに適した対応が重要となっています。

2

- 学校応援団*活動の充実
- 体験活動の奨励
- 青少年指導者の養成・資質向上
- 地域コミュニティの希薄化
- 困難を抱える子ども・若者への対応

- 子どもの心や体の成長には、学校だけではなく、家庭や地域も大切な役割を担っています。学校・家庭・地域が役割分担を明確にしつつ、相互に補完し、連携して子どもの成長を見守る必要があります。
- 少子化・核家族化の進展や、地域コミュニティの希薄化などにより、子どもの活動の場が狭い範囲になる傾向があります。子どもが自ら考え、行動する習慣を身につけ、自己肯定感を持って成長できるよう、自然体験や生活体験の機会を提供し、また、地域活動などを通して、積極的な社会参加を促すことが大切です。
- 地域のつながりが希薄化しており、子どもの行動が外部から認識されにくく、問題が深刻化しやすくなっています。
- 子どもや若者を取り巻く環境が変化する中で、ニート*やひきこもり、不登校、発達障害など、さまざまな要因により社会生活を送ることに困難をきたす子どもや若者への対応が求められています。



学校応援団*（登下校見守り支援）

目標指標

指標

現状値(年度)

目標値(H32)

目標指標	現状値(年度)	目標値(H32)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	30.4% (H27)	現状値を上回る
不登校児童・生徒の割合 (①小学校 ②中学校)	①0.24% (H26) ②2.90% (H26)	現状値を下回る
愛のひと声・あいさつ運動*の実施団体※の割合	46.79% (H26)	80.00%

※町会・自治会、学校PTA

単位施策と主な取り組み

学校の教育力向上

- 学校の教育力を向上させるためには、教員の指導力の向上や、さまざまな問題解決能力の向上を必要としていることから、教員に対する各種研修を充実させ、学校教育を担う教員の資質向上と確保に努めます。
- 学校教育における情報化を推進し、子どもの情報活用能力を向上させるとともに、インターネット上の誹謗中傷や個人情報流出といった諸問題に対応するため、情報モラル*やセキュリティの大切さを理解する機会を設けます。
- いじめ問題や不登校などの課題については、学校内だけでなく家庭や地域と連携を図り、教育相談を行うなど解決に努めます。また、問題が深刻になる前に解決できるよう、未然防止や早期発見のための取り組みを実施します。

地域の教育力・健全育成活動の充実

- 学校における学習活動や安全確保、環境整備などのボランティアを行う学校応援団*へ保護者や地域住民の参加を促し、学校・家庭・地域が一体となった子どもの育成を推進します。
- 子どもが生きる力を身につけ、将来、自立した社会生活が営めるよう、各種体験事業などを実施します。また、地域活動やボランティア活動、世代間交流などへの積極的な参加を促し、地域への愛着や連帯意識、他者を思いやる心などを育てます。
- 子どもに体験活動の機会を提供する青少年団体の活動を促進し、指導者の養成や資質向上に努めます。
- 学校・家庭・地域などと連携し、子どもや若者を非行や犯罪から守り、健全な育成に望ましい環境づくりを推進します。また、市民意識の高揚を図るため、啓発活動などを継続的に展開します。
- 困難を抱える子どもや若者を社会全体で支援する体制づくりを推進します。



青少年事業 (子ども自然体験村)

施策 3 市民が自己実現をめざせる環境

序論

基本構想

基本計画

資料編

めざす姿Ⅱ

基本方針

- 自己実現をめざす市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対応するため、さまざまな支援を行い、一人ひとりの個性や魅力を伸ばす環境をつくります。

関連する個別計画

- 川口市子ども読書活動推進計画

キーワード

主な背景事象

1

- 生涯学習活動の拠点としての公民館
- 生きがいづくりや自己実現に応える市民大学
- ネットワーク機能を活用した図書館サービス
- 常に新しい発見ができる科学館

- 本市では、これまでも、さまざまな生涯学習機会を提供してきましたが、ライフスタイルや価値観の変化により、生涯学習へのニーズが多様化している中、公民館や図書館、科学館では、それぞれの機能を活かし事業を推進しています。



科学館

2

- 地域コミュニティの拠点としてのスポーツ施設
- 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動

- 本市は、これまでも青木町公園総合運動場や多くのスポーツセンターを中心にスポーツ・レクリエーション活動が活発に行われてきました。スポーツ団体などのサポート組織が充実していることも大きな特徴です。
- 高齢化の進展により、健康増進や生きがいづくりといったスポーツへのニーズがますます増加することが想定されます。



西スポーツセンター

3

- 文化芸術に対する意識の向上
- 文化の発信拠点であるリア
- アートの発信拠点であるアートギャラリー・アトリア

- 心豊かな生活を送るため、文化芸術に触れる機会が求められています。また、優れた文化芸術の創造や活発な活動が地域に根付くことが期待されています。



アートギャラリー・アトリア

目標指標

指標

現状値(年度)

目標値(H32)

指標	現状値(年度)	目標値(H32)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	32.7% (H27)	現状値を上回る
生涯学習施設※の利用者数	6,492,941 人 (H26)	6,953,000 人

※公民館等、図書館、科学館、スポーツ施設

単位施策と主な取り組み

生涯学習活動の支援

- 公民館などでは身近な生活に関わる今日的課題や市民のニーズに合わせた学習機会を提供し、自己充足を図ります。併せて、学習成果や地域の人材資源を地域づくりに活かす仕組みづくりを推進します。
- 図書館では、市民の知的欲求に応えるため、計画性のある図書館資料の収集、保存に努め、調べものを手伝うレファレンスサービス*を充実するとともに、あらゆる世代が読書に親しむ機会を提供し、生涯学習活動を支援していきます。
- 科学館では、見て触れる展示装置や身近な事象をテーマにした科学イベント、特色のある3つの天文台、リアルでダイナミックなプラネタリウムなど、市民が自ら科学の楽しさを発見する場や機会を提供します。

スポーツ・レクリエーション活動の支援

- スポーツ施設において、大会やさまざまなイベントを行い、市民の体力向上を推進し、心の充足を図ります。
- 各競技団体を支援していくことで、競技人口の裾野を広げるとともに、人材の育成に力を注ぎ競技力の向上を図ります。

文化芸術活動の支援

- リリアやアートギャラリー・アトリアなどにおいて、誰もがゆとりとうるおいを実感できる心豊かな市民生活の創出をめざし、優れた文化芸術に親しむ機会を提供することで、文化芸術意識の向上を図ります。
- 市民の自主的な文化事業や創造的な文化芸術活動を支援していきます。
- 文化芸術を担う人材を発掘し、将来の文化芸術の担い手の育成を図ります。

施策 4 互いに尊重・理解し合う環境

序論

基本構想

基本計画

資料編

めざす姿Ⅱ

基本方針

- さまざまな交流や啓発の機会を設け、誰もがお互いを尊重・理解し合える環境を整え、人権を尊重し、差別のない、みんなで支え合うまちをめざします。

関連する個別計画

- 第2次川口市男女共同参画計画 ● 川口市多文化共生指針

キーワード

主な背景事象

①

- さまざまな人権問題
- 人権問題の複雑化

- 人権問題は、市民一人ひとりの意識によるところが大きく、市民の人権に対する意識は高まっているものの、偏見や理解不足による差別や虐待といった人権問題は今なお存在しています。
- 少子高齢化やライフスタイル・価値観の多様化によりさまざまな人権問題が絡まりあうなど問題が複雑化しています。

②

- 性別による固定的な役割分担意識
- ワーク・ライフ・バランス*の必要性

- 「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識はまだまだ根強く残っています。
- 社会におけるさまざまな男女間格差を一因とするDV*やセクシュアルハラスメント*などが問題となっています。
- 過度な長時間労働による男性の家事・育児への参加率の低さや、子育て期の女性の就業率の低さなど、ワーク・ライフ・バランス*の必要性も問われています。

③

- 外国人住民の増加
- 多文化共生社会の形成

- 外国人住民は増加を続けており、異文化との出会いが増えるため、文化の違いを尊重し理解し合うことが求められています。
- グローバル化*が進む時代においては、外国語能力や表現力といったコミュニケーション能力を高め、異文化を理解するとともに文化の違いを尊重し、国際交流に対し意欲的に行動できる人材が求められています。



人権を考える集い



異文化理解サロン

目標指標

指標

現状値(年度)

目標値(H32)

指標	現状値(年度)	目標値(H32)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	29.2% (H27)	現状値を上回る
各種審議会・委員会への女性の登用率	25.8% (H27)	30.0%以上
多文化共生関連事業の参加者数	662人 (H26)	外国人人口の伸び率を上回る

単位施策と主な取り組み

人権を尊重した社会づくり

- 人権尊重都市宣言の趣旨に則り、自由で平等な明るい社会の実現をめざします。
- 人権教育・啓発・相談といった事業を積極的に推進し、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人などに対する偏見と理解不足から生じる差別や、同和問題、インターネットによる人権被害といったさまざまな人権問題の解決に向けて取り組み、平和で人間性豊かな地域社会の創造をめざします。
- 拉致被害者を抱える自治体として、北朝鮮拉致問題を啓発し、解決に向けた活動を支援します。

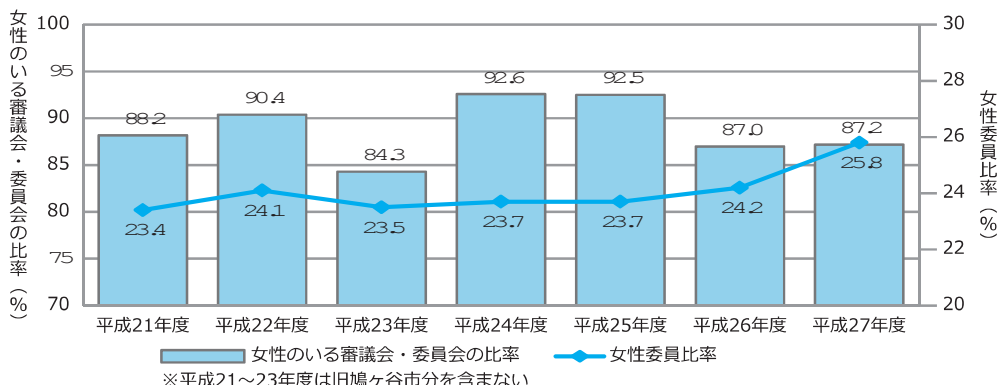
男女共同参画を進める意識・環境づくり

- 情報紙・啓発誌の発行やセミナーなどの開催により、性別による固定的な役割分担意識を見直し、家庭・職場・地域などあらゆる場で、男女がともに活躍する社会を推進していきます。
- DV*やセクシュアルハラスメント*などの人権侵害に関する啓発や相談により、発生の防止や解決に向けての情報提供を行っていきます。
- さまざまな分野における方針の企画・立案及び決定過程への女性の参画を推進していきます。

国際理解・交流の推進

- 生活についてのオリエンテーションなどを通じて、外国人が地域社会にとけこみ、文化の異なる日本で安心して日常生活を送れるように支援します。
- 市民・地域・団体・行政が連携して、異文化を理解し、多文化の交流を推進することにより、多文化共生社会の形成をめざします。
- 国際交流に対する認識や意欲、能力を備えた人材を育成し、国際交流活動を推進します。

各種審議会・委員会への女性の登用率



川口市の男女共同参画の推進について

1 川口市配偶者暴力相談支援センターについて

(1) 設置趣旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第2項の規定に基づき、DV被害者等の身近な相談窓口として、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立支援を図る。

(2) 担当業務

- ア 相談又は相談機関の紹介
- イ カウンセリング
- ウ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保
(一時保護は、婦人相談所又はその委託先が実施)
- エ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- オ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- カ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

(3) 体制等

- ア 実施日 火曜日から金曜日（国民の祝日、年末年始を除く）
- イ 実施時間 午前9時30分から午後5時まで
- ウ 開設日 平成28年7月1日

(5) DV等相談件数

(単位：件)

		面接相談	電話相談	その他	小計
7月	協働推進課	9	0	0	9
	関係課	11	19	1	31
	小計	20	19	1	40
8月	協働推進課	10	4	0	14
	関係課	7	9	3	19
	小計	17	13	3	33
9月	協働推進課	11	4	0	15
	関係課	4	14	3	21
	小計	15	18	3	36
合計	協働推進課	30	8	0	38
	関係課	22	42	7	71
	小計	52	50	7	109

(6) 証明書発行件数

(単位：件)

内容	住民基本台帳事務における支援措置	配偶者からの暴力の被害者の保護等に関する証明			相談証明	合計
		健康保険	年金	児童・母子・父子・寡婦		
件数	9	0	1	1	2	13

2 女性相談員について

(1) 設置趣旨

売春防止法第35条第3項の規定する要保護女子（性行または環境に照らして売春を行うおそれのある女子）の発見、相談、必要な指導及び、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4条の規定にするDV被害者の相談、必要な指導を行う。

(2) 担当業務

- ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4条に規定する業務
- イ 前号に掲げる業務に関し、川口市福祉事務所及びその他の関係機関との連絡調整業務
- ウ 売春防止法第35条第3項に規定する業務
- エ その他、市長が必要と認める職務

(3) 任命要件

女性相談員は、社会的信望があり、次の要件のいずれかに該当する者から任命。

- ア 社会福祉士、臨床心理士又は精神保健福祉士の資格を有する者
- イ 学校教育法に規定する大学において、児童福祉、社会福祉若しくは心理学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ウ 女性一時保護施設、母子緊急一時保護施設又は母子生活支援施設で3年以上の業務経験を有する者
- エ 上記の3項目に準じる者で、女性相談員として必要な知識経験を有する者

(4) 勤務体制等

- ア 任命人数 2名
- イ 勤務日時 火曜日及び金曜日の午前10時から午後5時まで（1人／日）
- ウ 身分 非常勤特別職公務員
- エ 報酬 日額10,000円
- オ 任期 1年（再任可）
- カ 設置 平成28年7月1日（今年度の任期は、平成29年3月31日まで）

男女共同参画に関する市民意識調査

【男女共同参画に関する市民意識調査へのご協力をお願い】

市民の皆様には、日ごろから市政の推進に対しまして、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、男女がともにいきいきと、対等なパートナーとして、伸びやかに生きることのできるまちづくりを目指して、「第2次川口市男女共同参画計画」に基づいて、様々な取り組みを進めております。

このたび、市民の皆様の男女共同参画に関する意識の変化を把握し、今後、市が取り組むべき施策の参考資料とするために、調査を実施することといたしました。

今回の調査では、満20歳以上の市民の皆様の中から、無作為に4,000人(男性・女性各2,000人)の方を選ばせていただき、ご協力をお願いしております。調査結果は「〇〇の意見が〇%」などという形でとりまとめ、ご回答いただきました内容は本調査の目的以外に使用いたしません。

市民の皆様とともに、川口市を魅力的で元気なまちにするために、アンケートの趣旨をご理解いただき、ぜひともご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成28年11月 川口市長 奥ノ木 信夫

＊ ＊ ご記入にあたってのお願い ＊ ＊

- 1 必ず、封筒の宛名ご本人様に回答をお願いいたします。
- 2 回答に氏名・住所を記入していただく必要はありません。
- 3 回答には、濃いえんぴつか、黒または青のボールペン・万年筆をご使用ください。
- 4 回答方法は、あてはまる選択肢の番号を○で囲んでください。
- 5 ご自分の意見に近い選択肢がない場合は「その他()」の選択肢の番号を○で囲み、()の中にその具体的な内容をご記入ください。
- 6 設問によって回答していただく方が限られる場合があります。説明文や矢印に従ってお進みください。

すべての記入が終わりましたら、お忙しいところ恐縮ですが、
平成28年11月22日(火)までに
 同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、投函してください。

● 調査票に関するお問い合わせ先 ●

川口市 市民生活部 協働推進課

〒332-0015 川口市川口1-1-1 キュポ・ラ本館棟M4階

TEL: 048-227-7605

(火曜～土曜 9:30～21:00 日曜 9:30～17:00 月・祝日は休み)

1 男女の平等について

問1 あなたは、次の分野において、男女は平等になっていると思いますか。また、社会全体としてはどうですか。次のそれぞれについて、あてはまるものを1つずつお選びください。

	男性が優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性が優遇されている	わからない
(ア) 家庭生活	1	2	3	4	5	6
(イ) 職場	1	2	3	4	5	6
(ウ) 学校教育	1	2	3	4	5	6
(エ) 法律や制度	1	2	3	4	5	6
(オ) 社会通念・慣習	1	2	3	4	5	6
(カ) 政治の場	1	2	3	4	5	6
(キ) 地域活動	1	2	3	4	5	6
(ク) 社会全体として	1	2	3	4	5	6

問2 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、これについてあなたはどのようにお考えになりますか。

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 賛成 | 3. どちらかといえば反対 |
| 2. どちらかといえば賛成 | 4. 反対 |
| | 5. わからない |

2 男女平等教育について

問3 あなたは、男女共同参画社会を実現するために、家庭、学校、職場、社会等のあらゆる教育の場で特にどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。

	もつとも必要である	必要である	必要ではない	わからない
[学校教育] (ア) 男女平等についての授業を行う	1	2	3	4
(イ) 性別にかかわらず、児童・生徒の個性や能力に応じた生活指導、進路指導を行う	1	2	3	4
(ウ) 教員など指導的立場にあるものに研修を行う	1	2	3	4

※問3は3ページにも続きます

[家庭] (エ) 男女平等についての子ども向け、家庭向けパンフレットを作成する	1	2	3	4
(オ) 互いの性を尊重しあうことや子どもを産み育てることの大切さを教える	1	2	3	4
[職場] (カ) 職場内で男女平等についての研修を行う	1	2	3	4
(キ) 会社役員や人事担当などについて研修を行う	1	2	3	4
[社会] (ク) 市民意識啓発のために講演会やセミナーを開催する	1	2	3	4
(ケ) その他（具体的に： _____）				

3 家庭生活について

問4 あなたは、家事、育児、介護、町会・自治会活動、PTA活動の役割について、どのようにお考えですか。それぞれについて、あてはまるものを1つずつお選びください。

	主に女性がする	男女が協力してする	主に男性がする	時間があるほうがする	わからない
(ア) 家事	1	2	3	4	5
(イ) 育児	1	2	3	4	5
(ウ) 介護	1	2	3	4	5
(エ) 町会・自治会活動	1	2	3	4	5
(オ) PTA活動	1	2	3	4	5

問5 あなたは、家事、育児、介護、町会・自治会活動、PTA活動について、現在、平日で平均どのくらい関わっていますか。それぞれについて、あてはまるものを1つずつお選びください。

	ほとんど関わっていない	30分程度	1時間程度	2〜3時間程度	4〜5時間程度	6〜7時間程度	8時間以上	わからない	該当する家族はいない
(ア) 家事	1	2	3	4	5	6	7	8	
(イ) 育児	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(ウ) 介護	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(エ) 町会・自治会活動	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(オ) PTA活動	1	2	3	4	5	6	7	8	9

問5-1へ

(問5で1つでも「1」から「7」と回答した方に)

問5-1 あなたは、家事、育児、介護、町会・自治会活動、PTA活動へ現在の自分の関わり方が十分だと思いますか。それぞれについて、あてはまるものを1つずつお選びください。

	十分である	ある程度は十分である	あまり十分ではない	十分ではない	わからない
(ア) 家事	1	2	3	4	5
(イ) 育児	1	2	3	4	5
(ウ) 介護	1	2	3	4	5
(エ) 町会・自治会活動	1	2	3	4	5
(オ) PTA活動	1	2	3	4	5

(問5-1で家事、育児、介護、町会・自治会活動、PTA活動のそれぞれについて、1つでも「3」または「4」と回答した方に)

問5-2 あまり十分に関われない理由は何ですか。最も大きな理由を1つお答えください。

1. 仕事が忙しすぎるため	6. 家事・育児・介護が面倒だと考えているため
2. 通勤時間が長いため	7. 家事・育児・介護をどのようにしたらよいかわからないため
3. 育児・介護休業制度などが不十分、または利用しにくい	8. あまり重要と思わないため
4. 趣味や自分の個人的な楽しみの方を大切にしたい	9. その他 (具体的に:)
5. 家庭のことにあまり関心がない	10. わからない

問6 あなたは、男性の育児休業取得についてどのようにお考えですか。あなたの考えに最も近いものをお選びください。

1. 賛成	3. どちらかといえば反対
2. どちらかといえば賛成	4. 反対
	5. わからない

問7 あなたは、男性の介護休業取得についてどのようにお考えですか。あなたの考えに最も近いものをお選びください。

1. 賛成	3. どちらかといえば反対
2. どちらかといえば賛成	4. 反対
	5. わからない

問8 結婚、家庭等について、あなたの考えはどれですか。それぞれについて、あてはまるものを1つずつお選びください。

	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない
(ア) 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい	1	2	3	4	5
(イ) 結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない	1	2	3	4	5
(ウ) 結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい	1	2	3	4	5

4 ワーク・ライフ・バランスについて

問9 あなたは、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていますか。

- | | |
|--------------------|---------|
| 1. 内容をよく知っている | 3. 知らない |
| 2. 見たり、聞いたりしたことはある | |

問10 生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について、あなたの希望（理想）に最も近いものを1つだけお選びください。

- | |
|---------------------------------|
| 1. 「仕事」を優先 |
| 2. 「家庭生活」を優先 |
| 3. 「地域・個人の生活」を優先 |
| 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先 |
| 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先 |
| 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先 |
| 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先 |
| 8. わからない |

問11 生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について、あなたの現実（現状）に最も近いものを1つだけお選びください。

- | |
|---------------------------------|
| 1. 「仕事」を優先 |
| 2. 「家庭生活」を優先 |
| 3. 「地域・個人の生活」を優先 |
| 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先 |
| 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先 |
| 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先 |
| 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先 |
| 8. わからない |

問12 あなたの生活では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）はどの程度実現されていますか。

1. 仕事と生活の調和が取れている
2. どちらかといえば仕事と生活の調和が取れている
3. どちらかといえば仕事と生活の調和が取れていない
4. 仕事と生活の調和が取れていない
5. わからない

問13 男女が共に仕事と家庭の両立をしていくためにはどのようなことが必要だと思いますか。あてはまるものを3つまでお選びください。

1. 給与などの男女間格差をなくすこと
2. 年間労働時間を短縮すること
3. 育児・介護休業、育児短時間勤務などの制度を企業が整えること
4. 代替要員の確保など、育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境をつくること
5. 育児や介護のために退職した職員をもとの会社で再雇用する制度を導入すること
6. 育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的給与を充実すること
7. 地域の保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実すること
8. 在宅勤務や時差勤務など、柔軟な勤務制度を導入すること
9. 職業上、必要な知識・技術などの職業訓練を充実すること
10. 男性が家事や育児を行う能力を高めること
11. その他（具体的に： _____)
12. わからない

5 就労について

問14 女性の働き方は、どのようなかたちが望ましいと思いますか。あなたのお考えに最も近いものを1つだけお選びください。

1. ずっと仕事を続ける
2. 結婚したら仕事をやめ、家事や育児に専念する
3. 子育て時期だけ一時やめて、その後はフルタイムで仕事を続ける
4. 子育て時期だけ一時やめて、その後はパートタイムで仕事を続ける
5. 子どもができるまでは仕事をもち、子どもができたら家事や育児に専念する
6. 仕事は持たない
7. その他（具体的に： _____）
8. わからない

6 社会活動への参加について

問15 あなたは、地方自治体（県や市町村）などの施策について、女性の意見や考え方がどの程度反映されていると思いますか。

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 十分反映されている | 3. あまり反映されていない |
| 2. ある程度反映されている | 4. ほとんど反映されていない |
| | 5. わからない |

（問15で「3. あまり反映されていない」「4. ほとんど反映されていない」と答えた方に）

問15-1 その理由は何ですか。3つまでお選びください。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 女性の議員が少ない | 5. 女性自身の意欲や責任感が乏しい |
| 2. 行政機関の管理職に女性が少ない | 6. 男性の意識・理解が足りない |
| 3. 審議会や委員会に女性委員が少ない | 7. 社会のしくみが女性に不利 |
| 4. 町会や自治会のリーダーに女性が少ない | 8. その他（具体的に： _____） |

7 男女間の暴力について

問17 あなたは、次のようなことがパートナー（夫婦・恋人）間で行われた場合、暴力にあたると思いますか。それぞれについてあてはまるものを1つずつお選びください。

	暴力にあたる	どんな場合も 合がある	暴力の場合と そうでない場 合がある	暴力にあたる と思わない
(ア) 平手で打つ・こぶしで殴る	1	2	3	
(イ) 足で蹴る	1	2	3	
(ウ) 物を投げつける	1	2	3	
(エ) 身体を傷つける可能性のある物などで殴る	1	2	3	
(オ) 殴るふりをして脅かす	1	2	3	
(カ) 刃物などを突きつけて脅かす	1	2	3	
(キ) 突き飛ばしたり、壁に叩きつけたりする	1	2	3	
(ク) ドアや机を蹴るなど、大きな音を立てて脅かす	1	2	3	
(ケ) 相手が嫌がっているのに性的な行為を強制する	1	2	3	
(コ) 見たくないのにアダルトビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3	
(サ) 何を言っても長時間無視し続ける	1	2	3	
(シ) 交友関係や電話・郵便物などを細かく監視する	1	2	3	
(ス) 「誰のおかげで生活できるのだ」「役立たず」などと言う	1	2	3	
(セ) 大声でどなる	1	2	3	
(ソ) 生活費を渡さない	1	2	3	

問18 あなたは、次のような行為を受けたことがありますか。それぞれについて、あてはまるものをお選びください。配偶者と恋人両方から受けたことがある場合は、両方について頻度をお答えください。

	配偶者から (事実婚含む)		恋人から		全くない
	あ つ た も	あ 1 つ た 2 度	あ つ た も	あ 1 つ た 2 度	
(ア) 平手で打つ・こぶしで殴る	1	2	3	4	5
(イ) 足で蹴る	1	2	3	4	5
(ウ) 物を投げつける	1	2	3	4	5
(エ) 身体を傷つける可能性のある物などで殴る	1	2	3	4	5
(オ) 殴るふりをして脅かす	1	2	3	4	5
(カ) 刃物などを突きつけて脅かす	1	2	3	4	5
(キ) 突き飛ばしたり、壁に叩きつけたりする	1	2	3	4	5
(ク) ドアや机を蹴るなど、大きな音を立てて脅かす	1	2	3	4	5
(ケ) 相手が嫌がっているのに性的な行為を強制する	1	2	3	4	5

※問18は10ページにも続きます。

↓
問18-1へ

問18の続き

	配偶者から (事実婚含む)		恋人から		全くない
	あ っ た も	あ っ た も	あ っ た も	あ っ た も	
(コ) 見たくないのにアダルトビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3	4	5
(サ) 何を言っても長時間無視し続ける	1	2	3	4	5
(シ) 交友関係や電話・郵便物などを細かく監視する	1	2	3	4	5
(ス) 「誰のおかげで生活できるのだ」「役立たず」などと言う	1	2	3	4	5
(セ) 大声でどなる	1	2	3	4	5
(ソ) 生活費を渡さない	1	2	3	4	5

(問18で1つでも「1. 何度もあった」から「4. 1～2度あった」と答えた方に)

問18-1 誰かに相談しましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

1. 家族・親戚	7. 民間の相談機関
2. 友人・知人	8. 弁護士
3. 同じ経験をした人	9. 警察
4. 医師・カウンセラー	10. その他
5. 公的機関（市や県の相談窓口や電話相談）	（具体的に： _____）
6. 人権擁護委員	11. 誰にも相談しなかった

(問18-1で「11. 誰にも相談しなかった」と答えた方に)

問18-1-1 相談しなかったのはなぜですか。あてはまるものをすべてお選びください。

1. 相談するほどのことではないと思ったから	8. 相談したことがわかると仕返しを受けると思ったから
2. 相談しても無駄だと思ったから	9. 世間体が悪いから
3. どこに相談したらいいかわからなかったから	10. 他人を巻き込みたくなかったから
4. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから	11. 自分にも悪いところがあったから
5. そのことについて思い出したくなかったから	12. その他（具体的に： _____）
6. 相談員の言動により不快な思いをすと思ったから	13. わからない
7. 自分さえ我慢すればすむと思ったから	

9 男女共同参画の推進について

問20 次に挙げる男女共同参画に関する社会の動きや言葉についてうかがいます。それぞれについてあてはまるものを1つずつお選びください。

	内容をよく 知っている	聞いた り、 見た り、 し た こ と は あ る	知らない
(ア) 男女共同参画社会	1	2	3
(イ) ジェンダー (社会的性別)	1	2	3
(ウ) エンパワーメント	1	2	3
(エ) ポジティブ・アクション	1	2	3
(オ) ユニバーサルデザイン	1	2	3
(カ) セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)	1	2	3
(キ) マタニティ・ハラスメント (マタハラ)	1	2	3
(ク) セクシュアル・マイノリティ、LGBT	1	2	3
(ケ) DV (ドメスティック・バイオレンス)	1	2	3
(コ) デートDV	1	2	3
(サ) 男女共同参画週間	1	2	3
(シ) 男女共同参画社会基本法	1	2	3
(ス) 女子差別撤廃条約	1	2	3
(セ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法)	1	2	3
(ソ) 育児・介護休業法	1	2	3
(タ) 男女雇用機会均等法	1	2	3

問21 川口市が取り組んでいる次の施策・事業についてうかがいます。それぞれについてあてはまるものを1つずつお選びください。

	知っている	内容をよく知っている	見たこと、聞いたこと、あるいはある	知らない
(ア) 男女共同参画情報紙「Co-Labo (コ・ラボ)」	1	2	3	
(イ) 川口市男女共同参画推進条例	1	2	3	
(ウ) 第2次川口市男女共同参画計画	1	2	3	
(エ) 男女共同参画セミナー	1	2	3	
(オ) 川口市男女共同参画のつどい(講演会)	1	2	3	
(カ) 川口市男女共同参画フォーラム	1	2	3	
(キ) キュポ・ラ本館棟M4階「男女共同参画コーナー」	1	2	3	
(ク) 女性のための悩みごと電話相談(毎月第2・4水曜日)	1	2	3	

問22 男女共同参画社会の実現に向けて、今後川口市はどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。3つまでお選びください。

1. 広報紙やパンフレットなどで、男女共同参画について意識啓発を積極的に行う
2. 学校教育の場で、男女共同参画についての学習を充実する
3. 生涯学習の場や地域で、男女共同参画についての学習を充実する
4. セクハラやDV等、人権に関する相談窓口や支援体制を充実する
5. セクシュアル・マイノリティ、LGBTなど性の多様性に関する意識啓発を行う
6. 政策方針決定の場へ女性を積極的に登用する
7. 女性自身の職業能力の向上を図るための学習の場を充実する
8. 男性に対して男女共同参画についての意識啓発や家事講座等の学習を充実する
9. 保育施設や学童保育などのサービスを充実する
10. 介護や福祉関係の施設やサービスを充実する
11. 企業などが男女共同参画の推進に取組めるよう、情報提供や働きかけを行う
12. 外国人市民が住みやすい環境づくりを進める
13. 男女共同参画を推進するための活動拠点を充実させる
14. その他 ()
15. 特にない

問23 市の男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画社会についてご意見・ご要望がございましたら、ご自由にお書きください。

あなたご自身のことについて

F 1 あなたの性別は。

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

F 2 あなたの年齢は。

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| 1. 20～24歳 | 4. 35～39歳 | 7. 50～54歳 | 10. 65～69歳 |
| 2. 25～29歳 | 5. 40～44歳 | 8. 55～59歳 | 11. 70歳以上 |
| 3. 30～34歳 | 6. 45～49歳 | 9. 60～64歳 | |

F 3 あなたの職業は。

- | | | | |
|-----------|--------------|---------|---------|
| 1. 事業主 | 4. 会社員・団体職員 | 7. 専業主婦 | 9. 無職 |
| 2. 自営業・家業 | 5. 派遣・契約・嘱託 | ・専業主夫 | 10. その他 |
| 3. 自由業 | 6. パート・アルバイト | 8. 学生 | () |

F 4 あなたの最終学歴をお答えください。中途退学の場合は最後に卒業した学校、在学中の場合は、現在在学している学校をお答えください。

- | | |
|--------------|----------------|
| 1. 中学校 | 4. 短期大学、高等専門学校 |
| 2. 高等学校 | 5. 4年生大学、大学院 |
| 3. 専門学校、各種学校 | 6. その他 () |

F 5 あなたは結婚していますか。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 結婚している（事実婚を含む） | 2. 結婚していたが、離別・死別した |
| | 3. 結婚していない（未婚） |

F 5-1 結婚（事実婚を含む）している方にお聞きします。あなたの配偶者の職業は何ですか。

- | | | | |
|-----------|--------------|---------|---------|
| 1. 事業主 | 4. 会社員・団体職員 | 7. 専業主婦 | 9. 無職 |
| 2. 自営業・家業 | 5. 派遣・契約・嘱託 | ・専業主夫 | 10. その他 |
| 3. 自由業 | 6. パート・アルバイト | 8. 学生 | () |

F 6 あなたの配偶者の最終学歴をお答えください。中途退学の場合は最後に卒業した学校、在学中の場合は、現在在学している学校をお答えください。

- | | |
|--------------|----------------|
| 1. 中学校 | 4. 短期大学、高等専門学校 |
| 2. 高等学校 | 5. 4年生大学、大学院 |
| 3. 専門学校、各種学校 | 6. その他 () |

F7 お子さんはいらっしゃいますか。

1. いない	2. 1人	5. 4人
	3. 2人	6. 5人以上
	4. 3人	

F7-1 一番下のお子さんはおいくつですか。

_____ 歳

F8 あなたが同居している家族構成は次のどれにあてはまりますか。

1. 一人世帯	2. 一世代世帯（夫婦のみ）	4. 三世代世帯（親と子と孫）
	3. 二世帯世帯（親と子）	5. その他（ ）

F8-1 回答者ご本人様以外で、65歳以上のご家族と同居されていますか。

1. 同居している	2. 同居はしていない
-----------	-------------

ご協力、ありがとうございました。

平成28年11月22日（火）までに、同封の『返信用封筒』に入れてポストに投函してください。
切手は不要です。また、個人情報保護のため、調査票や封筒にご住所やお名前をお書きにならないよう、お願いいたします。

平成28年度 行政委員会・附属機関等の女性登用状況

(基準日:原則として平成28年4月1日現在)

	審議会			委員			公募委員			
	審議会数	女性委員の いる審議会	女性のいる 審議会比率	委員数	女性 委員数	女性委員 比率	公募のある 審議会数	公募の 比率	委員数	公募委員 比率
行政委員会 (地方自治法第180条の5)	6	3	50.0%	44	5	11.4%	0	0.0%	0	0.0%
(前年度)	(6)	(4)	(66.7%)	(45)	(5)	(11.1%)	(0)	(0%)	(0)	(0%)
附属機関等 (地方自治法第202条の3)	87	78	89.7%	1,397	379	27.1%	23	26.4%	43	3.1%
(前年度)	(88)	(78)	(88.6%)	(1400)	(368)	(26.3%)	(22)	(25.3%)	(43)	(3.1%)
計	93	81	87.1%	1,441	384	26.6%	23	24.7%	43	3.0%
(前年度)	(94)	(82)	(87.2%)	(1445)	(373)	(25.8%)	(22)	(23.7%)	(43)	(3.0%)

【28年度調査・特記事項】

- 女性委員のいない(女性委員ゼロ)審議会 (12) ※ 前年度との比較(12→12)
 - ・行政委員会(3) :
選挙管理委員会、監査委員、農業委員会
 - ・附属機関等(9) :
公務災害補償審査委員会、情報公開・個人情報保護審査会、商工資金審査会、建築審査会
土地区画整理審議会(芝東第3・第6・石神西立野・安行藤八・里)
- 新設した審議会 (0)
- 終了した審議会 (1)
新庁舎建設基本構想・基本計画審議会
- 女性登用率について (93の行政委員会・附属機関等)
 - ※ 平均 26.6%
 - ・ 30%以上の審議会数 39
 - ・ 20%以上30%未満の審議会数 26
 - ・ 10%以上20%未満の審議会数 13
防災会議、公有財産管理委員会、労政協議会、景観形成委員会、土地区画整理審議会(芝東第4・第5
・新郷東部第2)、公民館運営審議会(新郷・西・芝南・朝日・朝日東)、文化財保護審議会
 - ・ 10%未満の審議会数 15
選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公務災害補償審査委員会、情報公開・個人情報保護審査会
国民保護協議会、交通安全対策協議会、商工資金審査会、建築審査会、
土地区画整理審議会(芝東第3・第6・石神西立野・安行藤八・里)、公民館運営審議会(上青木)
- 公募委員について (93の行政委員会・附属機関等)
 - ・ 公募を行っている審議会の比率 24.7% (23/93)
 - ・ 公募委員の比率 3.0% (43/1,441)
 - ・ 公募委員の女性比率 51.2% (男女比 21:22)

○ 行政委員会（地方自治法第180条の5）

（原則として、平成28年4月1日現在）

No.	担当課	新設	名 称	委員数 人	うち 女性委員数 人	女性委員 比率 %	根 拠 法 ・ 条 例
1	教育総務課		教育委員会	5	2	40.0	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
2	選挙管理委員会		選挙管理委員会	4	0	0.0	地方自治法
3	総務課		公平委員会	3	1	33.3	地方公務員法
4	監査委員事務局		監査委員	4	0	0.0	地方自治法
5	農業委員会事務局		農業委員会	25	0	0.0	農業委員会等に関する法律
6	税制課		固定資産評価審査委員会	3	2	66.7	地方自治法第180条の5、地方税法第423条～436条
				44	5	11.4	

○附属機関等（地方自治法第138条の4、第202条の3）

法律又は条例により設置されているもの。

（原則として、平成28年4月1日現在）

No.	部局	担当課	新設	名称	委員数 人	女性委員 数 人	女性委員 比率 %	公 募	委員 人	女性 人	比率 %	根拠法・条例
1	企画財政部	企画運営課		自治基本条例運用推進委員会	14	4	28.6	○	4	2	50	自治基本条例
2	企画財政部	企画運営課		総合計画審議会	20	6	30.0	○	2	2	100	総合計画策定条例
3	総務部	総務課		同和对策審議会	12	4	33.3	○	1	0	0	同和对策審議会条例
4	総務部	職員課		公務災害補償等認定委員会	5	1	20.0	×			—	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
5	総務部	職員課		公務災害補償審査委員会	3	0	0.0	×			—	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
6	総務部	行政管理課		情報公開・個人情報保護運営審議会	12	4	33.3	○	2	1	50	情報公開・個人情報保護運営審議会条例
7	総務部	行政管理課		情報公開・個人情報保護審査会	3	0	0.0	×			—	情報公開・個人情報保護審査会条例
8	危機管理部	防災課		防災会議	64	10	15.6	×			—	災害対策基本法、防災会議条例
9	危機管理部	防犯対策室		国民保護協議会	57	4	7.0	×			—	武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護協議会条例
10	理財部	管財課		公有財産管理委員会	10	1	10.0	×			—	地方自治法、公有財産管理委員会条例
11	市民生活部	協働推進課		協働推進委員会	15	5	33.3	○	5	2	40	協働推進条例
12	市民生活部	協働推進課		男女共同参画推進委員会	12	8	66.7	○	2	1	50	男女共同参画推進条例
13	市民生活部	交通安全対策課		交通安全対策協議会	15	1	6.7	×			—	交通安全対策協議会条例
14	福祉部	福祉総務課		民生委員推薦会	14	3	21.4	×			—	民生委員法
15	福祉部	福祉総務課		社会福祉保健審議会	15	8	53.3	○	2	2	100	社会福祉法、社会福祉保健審議会条例
16	福祉部	介護保険課		介護認定審査会	120	51	42.5	×			—	介護保険条例第3条
17	福祉部	介護保険課		介護保険運営協議会	15	8	53.3	○	1	1	100	介護保険運営協議会条例
18	福祉部	障害福祉課		介護給付費等の支給に関する審査会	20	8	40.0	×			—	障害者総合支援法第15条、介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例
19	こども部	子ども総務課		子ども・子育て会議	15	5	33.3	○	2	0	0	子ども・子育て支援法
20	こども部	青少年対策室		青少年問題協議会	15	4	26.7	○	2	1	50	地方青少年問題協議会法、青少年問題協議会条例
21	健康増進部	保健衛生課		健康・生きがいづくり推進協議会	20	8	40.0	○	1	0	0	健康・生きがいづくり推進協議会条例
22	健康増進部	国民健康保険課		国民健康保険運営協議会	15	5	33.3	○	0	0	—	国民健康保険法、国民健康保険条例
23	環境部	環境総務課		環境審議会	15	5	33.3	○	2	0	0	環境審議会条例
24	環境部	廃棄物対策課		廃棄物対策審議会	15	5	33.3	○	2	1	50	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
25	経済部	経済総務課		商工行政審議会	15	3	20.0	×			—	商工行政審議会条例
26	経済部	経済総務課		商工資金審査会	10	0	0.0	×			—	商工資金審査会条例
27	経済部	労政課		労政協議会	15	2	13.3	×			—	労政協議会条例
28	経済部	農政課		農政審議会	15	3	20.0	×			—	農政審議会条例
29	都市計画部	計画管理課		住居表示審議会	15	4	26.7	○	1	1	100	住居表示審議会設置条例
30	都市計画部	都市計画課		都市計画審議会	15	4	26.7	○	2	2	100	都市計画法、都市計画審議会条例
31	都市計画部	都市計画課		景観形成委員会	6	1	16.7	×			—	景観形成委員会条例
32	都市計画部	都市計画課		バリアフリー基本構想推進協議会	13	5	38.5	○	2	2	100	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
33	都市計画部	開発審査課		開発審査会	5	1	20.0	×			—	都市計画法、開発審査会条例
34	都市計画部	建築安全課		建築審査会	5	0	0.0	×			—	建築基準法、建築審査会条例
35	都市計画部	みどり課		緑化対策委員会	15	5	33.3	○	2	1	50	緑化対策委員会条例
36	都市整備部	西部土地区画整理事務所		芝東第3土地区画整理審議会	13	0	0.0	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業芝東第3土地区画整理事業施行規程
37	都市整備部	西部土地区画整理事務所		芝東第4土地区画整理審議会	15	2	13.3	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業施行規程
38	都市整備部	西部土地区画整理事務所		芝東第5土地区画整理審議会	15	2	13.3	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業施行規程
39	都市整備部	西部土地区画整理事務所		芝東第6土地区画整理審議会	10	0	0.0	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業芝東第6土地区画整理事業施行規程
40	都市整備部	東部土地区画整理事務所		新郷東部第2土地区画整理審議会	20	2	10.0	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業新郷東部第2土地区画整理事業施行規程
41	都市整備部	北部土地区画整理事務所		石神西立野特定土地区画整理審議会	15	0	0.0	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業石神西立野特定土地区画整理事業施行規程
42	都市整備部	北部土地区画整理事務所		安行藤八特定土地区画整理審議会	15	0	0.0	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業安行藤八特定土地区画整理事業施行規程
43	都市整備部	里土地区画整理事務所		里土地区画整理審議会	15	0	0.0	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業里土地区画整理事業施行規程
44	水道部	水道総務課		上下水道事業運営審議会	15	4	26.7	○	2	0	0	上下水道事業運営審議会設置条例

行政委員会・附属機関等の女性登用状況の推移（～H28）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
行政委員会のうち 女性のいる審議会の比率	66.7%	33.3%	50.0%	50.0%	50.0%	66.7%	50.0%	83.3%	83.3%	66.7%	66.7%	50.0%
附属機関のうち 女性のいる審議会の比率	84.6%	82.9%	83.7%	84.4%	93.3%	93.5%	88.9%	93.8%	93.6%	88.4%	88.6%	89.7%
女性委員のいる 審議会の比率（計）	82.2%	76.6%	79.6%	80.4%	88.2%	90.4%	84.3%	92.6%	92.5%	87.0%	87.2%	87.1%
女性委員のいない 審議会の比率	17.8%	23.4%	20.4%	19.6%	11.8%	9.6%	15.7%	7.4%	7.5%	13.0%	12.8%	12.9%
行政委員会の 女性登用率	11.4%	4.4%	6.7%	8.9%	8.9%	11.1%	6.8%	10.6%	12.8%	10.6%	11.1%	11.4%
附属機関等の 女性登用率	23.2%	23.7%	22.4%	23.2%	23.9%	24.5%	24.1%	24.2%	24.1%	24.7%	26.3%	27.1%
女性登用率（計）	22.7%	23.0%	21.9%	22.7%	23.4%	24.1%	23.5%	23.7%	23.7%	24.2%	25.8%	26.6%

H32
目標値

30%以上

